

奈良県社会福祉総合センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十九号

奈良県社会福祉総合センター条例等の一部を改正する条例

(奈良県社会福祉総合センター条例の一部改正)

第一条 奈良県社会福祉総合センター条例(平成五年十月奈良県条例第十号)の一部を

次のように改正する。

別表の一の表を次のように改める。

研修室C	研修室B	研修室A	第三会議室	第二会議室	第一会議室	中会議室	大会議室	大ホール										施設				
								入場料その他これに類する料金を徴収する場合											他るしのす収 そ類徴合 料にを場 場れ金い 入こ料な	区		
								最高額が超える 3,000円の場合			最高額が超える 1,500円の場合			最高額が超える 500円の場合			最高額が超える 500円以下の場合					
								その他	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	土曜日、 日曜日及 び休日				その他	土曜日、 日曜日及 び休日
								二四、六八〇円	二九、八三〇円	二二、六三〇円	二七、七八〇円	一八、五一〇円	二二、六三〇円	一一、三一〇円	一一、三七〇円	一一、三一〇円	一三、三七〇円	午前九時から正午まで				
								四六、二九〇円	五五、五四〇円	四二、一七〇円	五一、四二〇円	三四、九七〇円	四一、一四〇円	二二、六三〇円	二六、七四〇円	二二、六三〇円	二六、七四〇円	午後一時から午後五時まで				
								七〇、九七〇円	八五、三七〇円	六四、八〇〇円	七九、二〇〇円	五三、四八〇円	六三、七七〇円	三三、九四〇円	四〇、一一〇円	三三、九四〇円	四〇、一一〇円	午前・午後五時まで				
								三九、〇八〇円	四七、三一〇円	三六、〇〇〇円	四三、二〇〇円	二九、八三〇円	三四、九七〇円	一九、五四〇円	二二、六三〇円	一九、五四〇円	二二、六三〇円	夜間 午後六時から午後九時まで				
								八五、三七〇円	一〇二、八五〇円	七八、一七〇円	九四、六二〇円	六四、八〇〇円	七六、一一〇円	四二、一七〇円	四九、三七〇円	四二、一七〇円	四九、三七〇円	午後・夜間 午後一時から午後九時まで				
								一一〇、〇五〇円	一三二、六八〇円	一〇〇、八〇〇円	一二二、四〇〇円	八三、三一〇円	九八、七四〇円	五三、四八〇円	六二、七四〇円	五三、四八〇円	六二、七四〇円	全日 午前九時から午後九時まで				
								とする。										備考				

使 用 料

(奈良県民センター条例の一部改正)

第二条 奈良県民センター条例(昭和四十六年七月奈良県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「八、七〇〇円」を「八、九四〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「九五〇円」を「九七〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改める。

(橿原公苑使用条例の一部改正)

第三条 橿原公苑使用条例(昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表庭球場の部中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八八〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に改め、同表クラブハウスの部中「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に改め、同表の注7中「七百元」を「七百二十円」に、「三百六十円」を「三百七十円」に改める。

(奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の一部改正)

第四条 奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例(昭和六十三年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六二〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「八五〇円」を「八七〇円」に改め、同表の備考の1中「千百元」を「千百三十円」に、「六百元」を「六百十円」に、「三百六十円」を「三百七十円」に改める。

(奈良県立都市公園条例の一部改正)

第五条 奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号)の一部を次の

ように改正する。

別表第四の六の表中

九〇〇円

を

九二〇円

に、「一、

二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に、「一、四五〇円」を「一、四九〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「二、一五〇円」を「二、二一〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇六〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四七〇円」に改め、別表第四の七の表中「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に改め、同表の注中「三百六十円」を「三百七十円」に改め、別表第四の九の表中「一二、〇〇〇円」を「一二、三四〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六八〇円」に改め、別表第四の十二の1の表中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五五〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一三、〇六〇円」に改め、別表第四の十三の表中「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に改める。

(国際奈良学セミナーハウス条例の一部改正)

第六条 国際奈良学セミナーハウス条例(昭和六十三年十月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一五〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三四〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、三八〇円」に、「一二、七〇〇円」を

「一三、〇六〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八三〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇六〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七六〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改める。

(奈良県社会教育センター条例の一部改正)

第七条 奈良県社会教育センター条例(昭和五十八年三月奈良県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。